

# 平成25年第9回東大和市議会建設環境委員会記録

平成25年12月16日（月曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	関野杜成君	副委員長	森田真一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	根岸聡彦君	委員	森田憲二君
委員	御殿谷一彦君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎信夫君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君		

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	櫻井直子君

## 出席説明員（7名）

副市長	小島昇公君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	都市計画課長	當摩弘君
ごみ対策課長	松本幹男君	環境部副参事	中野哲也君
土木課長	木村哲男君		

## 会議に付した案件

- (1) 第63号議案 東大和市風致地区条例
- (2) 第74号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 所管事務調査  
市内の橋梁について
- (4) 所管事務調査  
家庭系廃棄物の減量推進と有料化について

午前 9時30分 開議

○委員長（関野杜成君） ただいまから平成25年第9回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関野杜成君） 初めに、第63号議案 東大和市風致地区条例、本案を議題に供します。

市側から資料（廻田風致地区位置図）が提出されておりますので、その説明を求めます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） それでは、風致地区条例につきまして御説明を申し上げます。

風致地区は用途地域や高度地区などといったように、都市計画法第8条に規定されております地域地区の一つであり、都市の風致を維持するため定める地区であります。

都市の風致とは、都市計画運用指針で、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観というように解説しております。現行の東京都風致地区条例によりまして、第1種と第2種に分けられております。第1種は、良好な自然的状態を保持する地域、それ以外が第2種に指定されております。

それでは、お手元の位置図に基づきまして説明をさせていただきます。

本市での指定状況でございますが、都市計画決定の名称は廻田風致地区でございます。位置は、東大和市湖畔、狭山及び奈良橋の各一部で、面積は全体で47.0ヘクタールでございます。位置図の左下の囲みに面積、それぞれ書いてございますが、第1種風致地区が15.0ヘクタール、第2種風致地区が32.0ヘクタールでございます。

図の右下のところの囲みをごらんいただきたいと思います。昭和36年10月5日に決定され、昭和45年6月13日に変更されております。この変更は、昭和45年4月1日に制定されました東京都風致地区条例に基づき、第1種、第2種を区分したものでございます。

第1種の地区、図のグリーンの部分でございますけれども、昭和47年に都市計画緑地、東大和緑地に都市計画決定された一部でございます。現在、東京都が丘陵地公園として開設しております東大和公園の一部でもあります。

第2種の地区、水色の部分になりますけれども、良好な自然環境の中の戸建て住宅を中心とした住宅地となっております。

これまで、東京都条例によりまして、良好な自然的景観の保持が図られてきましたので、その施策を継続させるため、市においても同様の条例を制定し、建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図るものでございます。

また、平成26年4月に東京都から権限移譲を受けるものは、1つの自治体の区域内にある10ヘクタール以上の地区であり、2以上の自治体にまたがる地区につきましては、現行の東京都条例で管理されることとなります。また、10ヘクタール未満の地区につきましては、既に市において東京都と同様の条例で管理されているものでございます。このような状況から、東京都条例を踏襲して制定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（関野杜成君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（御殿谷一彦君） 読まさせていただきました。

東京都条例をそのまま東大和市のほうの風致地区条例ということで移管というか、移設というような形だと思うんですけども、内容的に見させていただきますと、数字的にはほとんどというか、全く変わらなくて、漁

業云々のところがちょっと一部、東京都のところは漁業施設が云々という話がちょこっと入っているんですけど、それが東大和市のほうは消えているという、うちの市にはないからということで消していると思うんですけども、そのぐらいの違いしかないということで認識してよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま御指摘ございましたように、表現等につきまして、当市に必要な内容のところにつきましては、ふさわしい内容に変えてあるといったような踏襲の仕方ということでついででございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 確認なんですけども、数字、いろんな平米だとか、メートルだとか、この数字も変わっていないということで私は確認したんですけども、確認いたします。

○都市計画課長（當摩 弘君） 数字等につきましても、東京都条例のままとなっております。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関野杜成君） よろしいですか。

では、質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 東大和市風致地区条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関野杜成君） 次に、第74号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

---

午前 9時38分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員（森田真一君） まず初めに伺いますが、今回の条例案については、私どもとしては有料化では、ごみの削減、それだけではなかなか進まないだろうというふうを考えているところではありますが、この条例については、実際に実行するに当たっての準備の条例というふうに考えますので、その範囲で、まず伺います。

有料化によって、当面、今度の29年度までのごみゼロプランの改定までに何%ぐらいの減量が見込めると考えておられるのかということ、まず伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 基本的には、まずごみゼロプランに定められております1日1人当たり700グラムを目指すというふうな形になっておりますが、あと一般質問等でも答弁でもお話しさせていただきましたように、小平・村山・大和衛生組合への搬入量並びに多摩広域のほうの日の出町にあります二ツ塚のほうの搬入量につきましても、そこを目指しているということになっております。ただ、しかしながら既にもう多摩地域で行われております有料化されているところにおきましては、有料化から23年度までの実績値の中では、おおむね16%程度減量されているというふうな情報もありますので、そういったところも視野には入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 第48条関係、別表第1のところに、手数料が載っているかと思うんですけども、一番大きい袋ですと10枚入りで800円という形で書いてあるんですけども、これについていろいろな声がありまして、これ例えば5枚入りで400円とか、そんな形は難しいのかという話も出ているんですが、これは一つの案ということで、1回の購入するときの負担ですよ。その部分について、まだ変更の余地があるのかというのが1点と、あと先日、全員協議会で御説明いただいたときにも質問させていただいて、まだそのところは不明という御回答をいただいていたんですが、今回のこの施策の大きな目標であるごみの減量と財政負担の軽減というところが述べられていたと思うんですが、有料化での手数料のうちに、どれぐらいの額が実際の財政負担に寄与するというか、貢献するのかという部分が前回の全員協議会では袋の原価と、それを取り扱っていただいている商店さんへの手数を引くと、本当の純粋な財政負担への助けになる額というのは幾らなのかというのが見えると思うんですがという御質問させていただいていたんですけども、それについても今わからないのであればわからないでいいんですが、おおむねどれぐらいかということ、今後示していただけるのかどうか、その点についてお尋ねしたい、2点お願いします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） まず1点目の別表にございます袋の販売、こちら10枚入りという形で記載させていただいていますが、まず制度が安定するまでは10枚という形の交付で実施してまいりたいと考えております。現在他市なんかで、一部の市でございますが、1枚から売りたいな形を始めた自治体があるというのは承知はしているところではございますが、まず東大和市はこれからが有料化というところでございますので、まずは10枚単位という形で市のほうでは考えております。

それと、2点目の経費的な面ということなんですが、今後、家庭系有料袋を指定袋という形で販売するに当たりまして、袋を作成する製袋費用、それとかなりの枚数を一時的に作成しますので、保管するための保管手数料、それと保管場所から市内までの運搬にかかわる経費、こちらも全て袋の作成等に伴う費用ということで、1つでくらせていただきますと、今の800円10枚入りというところで行きますと、40リッターの袋になりま

す。40リッターの袋といたしますと、1枚当たり戻しますと80円という形になるわけですが、そのうちの11.6円がそういった経費を含んだ状態というふうになります。

もろもろの経費を引くと40リッターの袋でいきますと、およそ60円ぐらいが市の歳入額という意味では、80円ではございますが、実質的な歳入という意味では60円程度というふうになります。

以上です。

○委員（森田真一君） 今の質問のところにもちょっとかかわってくるんですけども、市民の皆さんからお財布からお金出していただいて、その負担を感じていただくことによって、ごみをなるべく出さないようにしようという意識を働かせていただくということになりますから、そうすると袋当たり1枚幾ら負担していただくかということも要素だとは思いますが、実際に10枚だったら10枚単位で買ったときのお値段の多少によって、動機づけが変わってくるという認識でよいのかどうかということをお考えをお聞かせください。

○環境部長（田口茂夫君） ごみ減量等推進審議会のほうからも答申をいただいているように、他市の動向、また各大学の先生などの研究状況などを見ますと、リッター当たり2円程度と、他の自治体によっては1円程度のところもございます。当然、一定程度高いところのほうが、インセンティブが働くというような大学の先生などの研究結果などもございます。推進審議会のほうでは、20%から3分の1というふうな中で、3分の1程度がいいであろうというふうな答申をいただいているという状況は、私どももそれを検討材料の中にさせていただきまして、今回2円とさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○委員（森田真一君） ごめんなさい、私が伺おうと思ったのは、購入の、例えば今だったら40リッターの袋10枚を買って800円になるわけですね。例えば当面これで見切りという言い方は失礼ですね、当面これで発車して、なかなかごみの削減がどうも進まないなど、お金の取り方をもうちょっと工夫しないといけないんじゃないかなと思って、20枚入り1,600円にしようとかというようなコントロールが、この条例の中では特に指定されないわけですから、言ってみれば裁量で自由にコントロールできちゃうのかどうかというところを、お伺いしたいと思ったんです。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいまの点でございますが、廃棄物減量等推進審議会に諮問、答申を得た中で、このように運んでおります。その中でも、国の基準は目安としまして3分の1程度というのがございますが、最終的には委員の皆様から他市動向も踏まえた中でのということをお申し添えられております。したがって、私どもとしては他市近郊は今後も見ていきたいというふうにご考えております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 2点お伺いいたします。

先ほど、和地委員のほうからも歳入の部分について質問があり、80円の袋については60円ぐらいが歳入という御答弁をいただきましたけれども、ごみ処理手数料充当内訳の表がありまして、歳入見込み単年度分の見込み額として1億8,200万円という数字があります。いわゆる40リットルの袋については、1枚売ったときに、その60円相当に当たる金額が内訳の中に分けられるということか、その確認が1点と、あと10枚単位で売っていきたいということでしたが、非常に細かい話なんですけれども、当然市民の出入りというのは日常行われているわけでありまして、有料化が導入されて有料袋を買いましたと。買って、すぐ引っ越さざるを得なくなった方々については、袋が余ってしまうと思うんですが、そういったときの対応、市では例えば余った袋については買い取りますよというようなことは、御検討はされているのでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 先ほどの袋の関係でございますが、まず1点、整理したいのが、今回この収入、歳入についてでございますけれども、今うちのほうで有料化方針のほうで示している1億8,000何がしの金額につきましては、地方自治法の227条の手数料に基づいての設定ということで、1リッター当たり2円という設定をしながら、ごみ処理経費の中を考えた中ではじいているものでございまして、先ほどうちのほうで数字を出しました60円というものについては、袋を製作したときの実質的な収支でございまして、その歳入ということよりは、1リッター当たり2円のごみ処理経費についての歳入ということで、今現在円グラフのほうで示しているものでございますので、差し引き60円のその歳入の部分が今こういった充当になりますというこのグラフにはなっていないので、御承知おきいただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 2点目の手数料の還付等につきましてでございますが、現在指定収集袋ということでは、事業系一般廃棄物の1日平均排出量10キログラム未満の方たちが指定袋を使っております。その中におきましても、手数料の市からの還付につきましては、現在、事業系一般廃棄物もやはり10枚を1袋という形で実際には手数料納付等をしていただいておりますので、その単位において家庭系におきましても今後実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） そうしますと、まず最初の質問で1リットル2円という形で歳入という御回答でしたけれども、手数料はこの円グラフの中に入っている形になるというふうな理解がされるんですが、それでいいかどうかの確認をしたいと思います。

あと、やはり10枚でというお話でしたけれども、では還付をしないと、還付は考えていないと、現時点では考えていないということでもいいのかどうか、そこを確認させてください。

○環境部長（田口茂夫君） 1点目の方針案のグラフの表につきましては、今お話のありました作成手数料については、基本的に運営経費の中に入っているというふうに考えていただいてよろしいのかなというふうに思っております。

2点目につきましては、本市の場合は可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの分けをせずに1種類で袋をつくることを考えてございます。東大和市以外のところは、可燃ごみ、不燃ごみ、また容器包装プラスチックについて、それぞれ種類ごとにつくっております。ですから、可燃ごみ用に仮に10枚、不燃ごみ用に10枚、容器包装プラスチック用に10枚を購入してこななければならないというのが他市の状況です。本市の場合には、1種類の10枚を購入すれば、この1枚目を可燃ごみ用に使う、もう1枚目を不燃ごみ用に使う、もう1枚を容器包装プラスチック用に使うということで、10枚のうちからもう3枚はそれぞれに分けて使うことができます。そういったことから、基本的にはばらでの売り方については、先ほど課長からありました当面様子を見ながらというふうなことにはなりますけれども、還付につきましても、先ほど委員のほうからお話がありました引越等の場合については、それぞれごみ処理等もかかりますので、残ったごみ袋については、基本的には今現在は買い取りについては考えていないということでございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 私も袋のばら売りというのをぜひやっていただきたいと思っているのですが、様子を見てということなんですが、もしばら売りをできるようにするというときには、この条例の別表なり何なりを、また改正という手続が必要になるのかどうかを、お聞きしたいと思います。この表のまま、方法としてばら売りができるのか、改正が必要なのかということが1点と、あとはごみ袋を販売してもらうことで委託をされ

ていくのかと思うんですけども、その委託の手数料というか、委託料というのかな、今の事業系ごみと同じなのかということと、それから委託された方も、そのお店の裁量によってばらでいいよとか、そういうことができるのかどうかという点について、お伺いします。

○環境部長（田口茂夫君） 今現状の条例のつくりにおいては、ばら売りができるような条例にはなっていないと、10枚単位の販売の条例形式になっているということでございます。

また、手数料につきましては、まだ現在、事業系のほうにつきましては決まって実施しておりますけども、こちらのほうの家庭ごみにつきましては手数料については、まだ確定しておりませんので、我々の担当としては量がふえるということもありますので、若干ちょっと下げさせていただけるとありがたいというのはありますが、今後調整になるというふうに考えております。

また、先ほどお店のほうでばら売りができるかということになりますと、基本的には10枚単位での販売が原則となっておりますので、今の状況からしますと、お店のほうでのばら売りというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 当初、このごみの有料化の案の中で、缶、瓶、ペットボトルに関して、有料化の中に入っていたと思います。今回の実施に関しては、これは検討項目ということで書かれておりますけども、これをなぜ今回実施に際して、この検討項目のほうに回したのか、その辺の検討内容を教えてください。

それから、今回有料化するということで、それぞれ戸別の住宅に関しては、戸別収集をサービスとしてやっていくわけですけども、集合住宅に関しては、なかなか戸別収集のサービスの利益が享受できないわけですけど、この辺に関しては、どのように今後していくのか教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） まず初めに、瓶、缶、ペットボトルを有料から無料にした経緯的なお話でございます。

市といたしましても、素案の段階で8回ほどの市民説明会、それ以外にもお問い合わせ等、いろいろお話をさせていただき中で、市民の方々、また過日、全員協議会でもお話をさせていただきましたように、自治会単位でのそういった要望ですとか、そういったところもございました。また、廃棄物減量等推進審議会のほうから、諮問をさせていただきまして、答申の中でも検討すべきであろうというふうな御意見もいただいております。それとともに、国における拡大生産者責任の関係も含めて、容器包装リサイクル法の見直し等が始まっているということなど、総合的な判断の中で今後の検討案件に変更したというふうな状況でございます。

それと、戸別収集としておりますが、集合住宅にそのメリットがというところのお話でございますが、やはり自主的に集合住宅でできるか、これ実務的なところも含めて、他市の状況等も調べさせていただき中で、大変なかなか難しいという状況がございます。そういった意味では、集合住宅の方々に関しては、メリットがないというふうなお話もございますけども、その対応としましては、集合住宅における収集場所の管理の上で、そういった御希望等、ネットの配布も含めて、そういったところの御要望につきましては、少しお答えができていければなというふうなところでは考えております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） その辺の市民の感情の公平性、鑑みていただければなと思っております。

今回有料化ということで廃棄物の減量を図ろうということで、一つの目的がそれもあるわけですけども、ごみの減量ということだけで考えていきますと、本来有料化云々じゃなくて、市民の意識をどれだけ高めていけ

るかということが大きな課題ではないかと思えます。要は、最近市の健康とかということも別の話題でもありますけども、子供たち、小学生、中学生、その辺の幼稚園も含めてですけども、子供たちの意識も例えばごみの減量化に関しても、将来の立派な市民を育成するということで、その辺の意識を広めていく。子供たちの意識を高めていくことによって、それが保護者である両親の意識も高めていくことができるのではないかと思いますけども、そちらのほうの対応ももう一面の減量化施策として考えていくことが必要ではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 確かに、ごみの減量につきましては、行政のみならず、市民の方々の御協力をいただかないことにはなり得るものではないというふうなことは認識してございます。今後この条例が可決した以降の予定でございますけども、今後市民に対する説明会等を実施していくようなことになっておりますので、そういったところの中で、丁寧に市民の皆様にご説明をし、御協力を得られるような対策はとっていききたいというふうには思っております。

また、子供たちということでございますけども、たしか4年生あたりになりますと、環境教育というふうなことをしているというふうに私どもも伺っております。その一環だけにとらわれず、学校教育、教育委員会等の協力を得ながら、こういったごみの減量に対する出前講座なども実施、過去にも何回か実施しているケースはありますけども、そういったところも教育委員会の協力を得ながら、積極的に行っていければというふうなところは考えております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 今回市民の方の協力や負担をお願いして、ごみ削減などに取り組むということなんですけども、今御答弁の中でも、そういったことによってよくなったということなどを、市民の説明会などでも伝えていくということがあったんですが、この戸別収集ということをやすることで、別の新聞屋さんとか、そういった各戸に配るところで、老人の方とかの見守り的なことをお願いしているという取り組みがあると思うんですけども、この戸別収集などには、集合住宅は難しいとしても、そういった要するに何かやって、またこういうメリットもあるみたいな、そういった取り組みを付与するようなお考えというのはあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） たしか東村山市のほうでごみの収集事業者が戸別収集のところ、ここ何日も出ていないなというところで見守りの協定を結んでいるというのは、我々も承知はしてございます。そういったことで、今後事業者ともそういったところの可能性も視野に入れて、お願いできるかどうかというところは協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（森田真一君） 34条の2という項目についてお伺いしたいんですが、収集の留保などとなっているんですけども、これは要するに戸別収集に限らないのかな、全体なのかな、収集するときに分別が不適切な場合は、収集しないですよという意味なんだと思うんですけども、そうすると、基本的には現場の作業される方が判断をするという、今で言えば曜日が違う日にごみ出しているときにシールを張るとか、そういうようなほどの意味合いということよろしいのでしょうか。

また、他市で同様のことをやっているとは思いますが、有料袋で出しているのに何で収集しないんだみたいな、そういうトラブルといったらいいのでしょうか、そういうような事例なんかは情報があるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在もごみの収集時に曜日が違うですとか、分別がなされていないということで、一定期間シールを張りまして、注意喚起等に努めてはいるわけですが、今後有料化が導入されますと、そこへ加えて指定の袋が使われていないということ等も出てくるかと思われまます。そういったことで、一定の周知をするために、現在もやっておりますが、シール等によって周知を図るための一時的な収集の保留というものを、この有料化にあわせて明確に明文化させていただいたというところでございます。

あと、他市のトラブルということでございますが、やはり導入時というか、実施の一定経過するまでの間というのは、どうしても他市事例でいきますと、指定袋が使われていないというほかに、先ほど部長からも話がありましたように、他市は燃えるごみ、燃えないごみ、それぞれ袋の種類がまた分かれているという点がございませますので、同じ有料の指定袋であっても、その種別に合っていないといったところのお話は聞いております。ただ、本市の場合は種別分けをいたしませんので、その辺は多少緩和されるものかなというふうを考えております。

以上です。

○委員（森田憲二君） 単純に質問をいたします。

有料化が実施された場合、反面で、小平市に持っていく人はいないと思うんですけど、武蔵村山市のほうに不法投棄するという方も出てくるのかなと。その辺のパトロールとか強化が1点。

それから、住民説明会というか、地域自治会を通じまして、説明会が何回か行われたと思うんですけど、私たちの自治会は戸別収集は要りませんと、そういう話があったのかどうなのか。

それから、あと逆に戸別収集と、集合住宅は今までどおりのステーション方式というふう聞いてはいますが、逆に関係ない人が、そこの収集ステーションというのかな、そちらのほうに投棄してしまうと、その辺の対応、いろいろと苦情というか、そういったことに関しては当然出てくるのは当たり前だと思っておりますけど、その辺の徹底については、どうしてお考えでいるのか、お聞かせください。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、東村山市で有料化がされておまして、新堀地区のほうの方のお話からしますと、東村山市の方が大和に持ってきているなんていう話を耳にしたこともございませますので、今後本市が有料化をした場合に、東大和市の方が村山のほうにというふうな話が全くないと言えるかどうかは何とも申し上げられませんが、パトロールに関しましては、我々も少し強化をしていく必要があるなというふうなところは考えております。

また、戸別収集を要らないというふうな御意見があったかどうかというところでございませますけども、市民説明会の中で財政的な部分も含めてというふうな包括的な話の中で、戸別収集じゃなくて地域のコミュニケーションを図る意味でも、ステーション方式がいい、うまくいっているところに関しましてはという条件がついてはおりますけども、そういうふうなお話は聞いております。そのようなことから、今回の方針の中におきましても、地域の方々から戸別収集ではなくてステーションでやりたいというふうな御意見があれば、全くそこを排除しているような形ではなくて、市としてもその対応をとるというふうなところで方針の中に盛り込んでございませます。

あと、不法投棄の中でステーションのところに関係ない人がというところ、そういったお話も一部耳にすることがございませます。しかしながら、今回有料化になるということも含めて、地域の方々で戸別収集になって自宅の前に全くよその方が置くというのは、余り少ないのかなというふうには思っておりますけども、そういったお話を耳にすることは多いかどうかという、数についてはそれほど多くないと思っておりますけども、耳にする

ことは市としてもありますということです。

以上です。

○委員（森田憲二君） その辺は、いろんなことが想定されておりますから、想定外という話じゃなくて、想定していましたというような話でもって、いろんなことに対処できるだけの体制は、ぜひお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

それから、他市の事例云々なんていうのは余り私は好きじゃないんですけど、有料化になってごみ袋が不足したと、そういったことも最近聞いております。これはロット数で買うのか、個々1枚、1枚買うのかと、それはまた別の問題としまして、ぜひそういったことのないようにお願いをしたいと。

それから、あと古紙というのか、新聞か何かの持ち去りというか、アパッチというか、それなんかの対策は今後今まで以上に強化していかないと、余計いろんな意味でトラブルが出てくるのかなと。その辺は、GPSをつけたという自治体もありますし、その辺の状況、今後の考え方として、どういうふうに考えているのか、お願いします。現状は結構です。

○環境部長（田口茂夫君） 職員体制に関しましては、我々も少し充実をしているかなと思っておりますので、担当部署のほうにはお話をしていきたいというふうに思っております。

また、袋が不足のないようにということで、確かに新聞のほうでも、またちょっとお話を聞く中で、立川市のほうで何か5リットルの袋がなかなかないなんていう話をちらっと耳にしたことも我々のほうでございますので、そういった人口規模も含めて、不足のないように作成のほうには当たっていききたいというふうに思っております。

あと、古紙の持ち去りに関しましては、確かに今委員のほうからお話がありましたとおり、他の自治体でもGPSなどを実施しているようなケースもあるというふうには承知しておりますので、どういったことができるか、対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（森田憲二君） あと、大手スーパーというんですか、販売店、それからコンビニなんかのごみ袋じゃなくて、そういう設置してありますけど、その辺の協議というか、なされているのかどうか。それから、トレーとか云々なんていうのは、企業努力というか、排出者責任かもわかりませんが、そこに回収ボックスというものを設置してある地域もあります。当市のほうではその辺の、持ち帰りじゃなくて、買ったものをお店に持ち帰るというのか、そういうリサイクルを進めていく方針なのか、今の段階ではどこと言いませんけど、大和じゃないですけど、ある地域ではそれぞれのスーパーが企業努力ということで、トレーだとかいろんなものの回収ボックスを用意してあります。これはあるところもあります。ですから、それを考えたときに、現状になるのかわかりませんが、そういうトレーですとか、そういうものに関しての回収を考えているのかどうか、お話しください。

○環境部長（田口茂夫君） 市内におきましても、大手スーパーにおきましては、ペットボトルの回収ボックスですとか、トレー、缶などの回収ボックスを設置しているというのは、我々も承知しております。幾つかの大手スーパーには内々で打診をさせていただいておりますし、その辺の了解は少し得られているところもございます。そういったところで、特に大手スーパーにおきましては、引き続きそのまま設置をお願いしたいというふうなところは思っております。ただ、小規模の商店については、なかなかそこは難しい部分はあると思いますので、できる範囲の中で、そういったところを実施していただける点があれば、御協力をいただければと

いうふうなところで、要望していればというふうには考えております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 全員協議会の資料の中で、戸別収集とステーション収集のメリットとデメリットが書かれているんですけども、戸別収集のところでデメリットとして、排出者自身が収集箱などを設置する必要があるということが書いてあるんですけども、きょうみたいな強風のときに、容器包装プラスチックなど朝出して、皆さんお出かけになっちゃったときに、風で吹かれてどこかに行ってしまうということは想定できると思うんですけども、これは努力的なところで義務ではないというふうな形で捉えてよろしいでしょうか。その場合、いろいろな新たなトラブルというか、ごみが散乱してしまうとか、カラスが来るだとか、いろんなことがあると思うんですけども、そういうことはもう想定できると思うので、それに対してはどのような方策というかを考えていらっしゃるのか教えてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 戸別収集でのデメリットの一つに掲げられている点でございますが、既にもう21市が有料化を実施している中で、同じ多摩地区の中でも、特に重量が軽い容器包装プラスチックにつきましては、風の強い日に飛びやすいということがございますので、個々の御自宅で飛ばないように形をとめていただく、そのとめる方法として、今後説明会の中で、こういう形で飛ばないように防止をしていますよというところは、当然市としてもいろいろな情報を皆さんにお伝えしていかなければいけないと思っています。したがって、そういったところで、委員からお話がありましたように、近隣に迷惑のかからないような方法、そういったものは先に導入した自治体の事例を具体的に提示して、めいめいの御自宅で合ったものが取り入れられるような形で、今後説明会に臨みたいと考えております。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ただいま本案について、西川議員から発言の申し出がございます。

お諮りいたします。

本案について、西川議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

西川議員の発言を許可いたします。

○委員外議員（西川洋一君） 委員長、ありがとうございます。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この条例については、有料化によって本当に減量効果があるのかどうかということが、大きなポイントの一つ。それから、戸別収集によって分別が進み、そのことによって減量効果があるのではないかというようなことが提案者側からの説明だったというふうに思います。

それで、本当に有料化による減量効果があったかという点については、市側の説明では、有料化した市はしない前と比べて16%の減量効果があったというふうに説明をされておりますが、この時点をどういう時点をとっているかというのも一つのポイントだと思うんです。長期に見ると、有料化した市は確かに減量が進んでいますが、東大和市も同じように長期間見れば減量というか、ごみ排出量が減ってきていて、近年ちょっと上向いたときもあるというのが現状だと思うんですよね。そういうことから見ると、本当に16%の減量ということが言い切れるのかどうか。先ほど、森田真一議員からの質問で、どこに目標を置くか、1人当たり700グラムを目指すというようなこともおっしゃいましたが、例えばこの資料によりまして、青梅市をとってみますと、

平成10年から進めていて、今日、平成25年ですから、15年たっているわけですよ。それでも、東大和市の759グラムと比べて867グラムと、有料化した市を幾つかとってみると、1人当たりの排出量は東大和市よりも大きい、そういう有料化市が軒並みあるわけですね。だから、本当に減量によって、それができるのかどうか、真剣にそう考えているのかどうか、担当者は本当にそう思っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

そういうことで提案はしているんですけども、ごみゼロの審議会でしたっけ、その答申を見ても、有料化前提の議論はありますけど、有料化、本当にしたらこんなに減るんだという議論は、私は委員会の資料を全部読みましたけど、どうもそのあたりが明確でないですよ。ですから、そういう点で、担当としては本当にそう考えているのかどうか。

それから、一般質問で森田議員が有料化した市としない市の比較を質問した折、市側は23年と24年の比較を出しました。有料化した市がプラス（「もっと短くしてくれよ」と呼ぶ者あり）質問の中身をちょっと正確に知ってほしいのよ。有料化した市がマイナス4グラムの効果、しなかったところがプラス1グラムの効果、差し引き5グラムということで説明がありました。1日1人当たり。この5グラム、私はどう見たらいいかという点では、真剣に市側が分別を呼びかけて、例えば紙、布類の分別を真剣にやってくださいということで呼びかければ、1日当たりB4の紙を1枚減らせば減量十分できるわけですよ。というわけで、本気になって減量しようとしたら、有料化というよりも、こういう方向でやりましょうよという提案を真剣に市民に呼びかけることのほうが、有料化より効果があるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私ども担当といたしましては、有料化することで本当にごみは減るものと思っておりますし、また減らさなければいけないとも思っております。長期的に見た場合に、有料化していない当市におきましても、ごみの量は年々減っているのは事実でございます。ただ、その過程の中では、分別収集の部分的な変更等、諸事情がございます。したがって、動機づけという点におきまして、ごみというものが減っているのかなというふうに感じております。

また、公平性の観点という広い部分で見ますと、やはり廃棄物自体が、利用することで廃棄になるという点もございます。したがって、現在全て税で賄っているごみ処理経費につきましては、一人一人、市民の物の利用の度合いに関係なく税を投入するというのが現状でございます。したがって、有料化という一つのごみの減量の施策といいますのは、物の利用の度合いに応じて手数料の負担の度合いも変わるという、そういった負担の公平性という観点も備わっているものと考えております。

したがって、私ども担当といたしましては、本当に減るもの、本気で減らすものという形で、この有料化を取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかに、御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 私は、そもそもこれまで平成12年以降で三多摩で実際に行われたごみの有料化を含めた減量施策は、行ってない自治体に比べて、明らかに減量が有料化によってできているという事実は見られないものと考えております。ですので、この条例については反対の立場をとりたいと思います。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第74号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関野杜成君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決といたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時36分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（関野杜成君） 次に、所管事務調査、市内の橋梁について、本件を議題に供します。

市側から、第7回建設環境委員会へ提出されました資料の差しかえがありましたので、その説明を求めます。

○土木課長（木村哲男君） それでは、前回10月10日にお配りしました配付資料の訂正ということで、差しかえのほうの御説明を申し上げます。

まず、橋梁の関係でございますので、なかなか記号ですとか云々がございまして、わかりづらいということがございましたので、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

3ページ目に、米印の1番から4番ということで、機種及び形式、あと荷重種別、設計荷重、耐震構造ということで、内容がわかるようにメモ書き等、こういう注書きを設定させていただきました。それで、申しわけございません、1ページのほうにお戻りいただきたいんですが、今の米印のところでございますが、大変小さくて申しわけございません。一番上の表の横の欄の機種及び形式、荷重種別、設計荷重、耐震構造ということで、小さく右下のほうに米1から米4までございますので、この欄ということで御確認願いたいと思います。

なお、前回お配りしました資料と精査しまして、米印の2番、3番、4番になります荷重種別、設計荷重、耐震構造のほうを整理いたしまして、再度記載させていただいております。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） 説明を受けた資料に対して質疑がありましたら、発言をお願いいたします。

○委員（森田憲二君） 大変ありがとうございます。細かい資料までいただきまして。

その中でちょっと確認をしたいんですけど、この橋の中で、水道、電気、電気は別かもわかりませんが、ガス、これが供用されているのか、別に設置されているのか、その辺の区分けは、この中では明らかになっていないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○土木課長（木村哲男君） 道路で言う地下埋設物の関係でございますが、ガス、水道関係は基本的には、この橋梁とは別に橋梁の下側ですとか、横、こちらに配置されているというふうには把握しております。ただ、設置年度の古い橋梁につきましては、中に橋梁のコンクリートの中に巻き込んでという形で設置されている可能性もございます。申しわけございませんが、今現在では全て把握はしていない状況でございます。

なお、電気につきましては、基本的に電柱と架空線で配線されておりますので、橋梁には添架されていないということは考えられます。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 今空堀川が大分改修工事が入ってきているんですけど、新設される架橋については、基準的には橋だけなのか、そういう基準、地下埋設物というか、それも一緒にというような話というのは、今のところ基準というか、そういったものは表示をされているのか、俗に言う明記されているのかどうか、確認をお願いします。

○土木課長（木村哲男君） 新しい橋梁でございますが、これにつきましては全て橋下ということで大体橋の下、裏側になろうかと思いますが、こちらに桥架されておまして、ただその基本的な基準といえますのは、申しわけございません、現在把握してございません。

以上です。

○委員長（関野杜成君） ほかに、御質疑ございますか。

○委員（御殿谷一彦君） 荷重種別のところで、東大和市の橋は全部A活ということで、交通量の多いような種別ということで、表では見られます。私はこの辺、素人なんですけど、当然同じような橋でも交通量の多いところと交通量の少ないところでは、それなりに傷みぐあいが違ってくるとか、いろいろあると思うんですけども、その辺も考慮して、それぞれの橋の診断というんですか、その辺はどの辺までやっておられるのか、進んでいるのか、お聞きできればと思うんですけども。

○土木課長（木村哲男君） 橋梁の診断ということにつきましては、まだ現在実施しておりません。今年度、橋梁の調査を、今後ですが、行う予定でおまして、その調査を見た中で、今後の長寿命化等に必要になってきますので、その計画の中で診断という形になろうかと思っております。

○委員（御殿谷一彦君） 調査はどのような順番で行うとか、めどが何かあるんでしょうか。また、調査の内容とどうか概要だけでも、ちょっとどういうことをやるのか教えていただければと思います。

○土木課長（木村哲男君） 今年度行います調査につきましては、基本的に目視と打音、こういう調査になります。特に、目視のほうを重点的には行いまして、コンクリートが剥離している部分ですとか、あるかないかちょっとわからないんですけど、腐食の部分ですとか、そういうものを重点的に調査して、今後の対応策等を検

討する材料にしたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） そうしますと、調査そのものは来年度中に全橋を済ますということによろしいんですね。

○土木課長（木村哲男君） 実際の調査としましては、今の予定ですと1月中に行いまして、その結果のまとめということで3月の中旬までを予定しております。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに、資料以外でも構いませんので、御質問がありましたら。

○委員（森田憲二君） 確認も含めて、4ページの図面のほうなんですけど、水路という話になろうかと思うんですが、39番、41番。39、41というのは確認できるんですけど、その間の水路というものはないと思うんですが、現状で。これを公の図面の中に落としちゃっていいのかどうか、ちょっとその辺も、昔からの流れだと思うんですけど、呼び方もちょっと忘れてしまったんですけど、その辺の確認をお願いします。

○土木課長（木村哲男君） 御指摘のございます図面番号でいきますと、39番と41番の間の水路でございますが、ここの水路は東部1号水路と呼ばれている水路でございます。ただ、実際の水の流れとしましては、今ちょっとお話ございましたように、39番の橋のところから北へ市道3号線を通りまして、前川のほうに直接排水のほうは流れております。ただ、39、41番というのは、公図上というんでしょうか、地図上、水路がまだ生きた形になっておりまして、市のほうの管理している水路ということなものですから、図上のほうには、こういうふうな表示になってございます。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑等ございますか。よろしいですか。

こちらの橋梁のほうに関しましては、ちょうど先ほど御殿谷委員の質問の中でもお答えがあったように、1月中旬から1月の後半にかけて調査のほうが委託で実施されます。その間に合わせて、建設環境委員会として視察に行ければなど、現地を見られればなどというふうに思っております。それに当たって、日程のほうを決めていかればなどというふうには思っているんですが、まず1月中旬から下旬の間で日程が決まれば、現地調査のほうを行うに当たって、皆さんのほうにお聞きをしたいんですけども、その点に関してはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時56分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、お話しさせていただきました現地調査なんですけど、1月9日午前中、9時半からが第1点で、予備日といたしまして、1月21日午前中、9時半からという形になりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 当日は、もしかしたら水量が多かったり、いろいろありますので、長靴等、御持参していただければと思います。詳細についてはファクスいたします。

そのほか、何か御質問等がございましたら、よろしいですか。

御質問がないようですので、市内の橋梁については、この程度にとどめさせていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関野杜成君） 次に、所管事務調査、家庭系廃棄物の減量推進と有料化について、本件を議題に供します。

本件につきましては、10月30日に戸田市の組合のほうに、リサイクルフラワーセンター等を視察いたしました。本日はまず視察を踏まえての御意見等がありましたら御発言願います。

感想といいますか、また今後の実施方法等がありましたら、現状私が考えるに当たっては、ごみ減量のほう、まず戸田市のほうに行ったということで、その皆さんからの意見をいただいて、報告という形が望ましいかなと思っております。有料化に関しましても、先ほどの件で終了しておりますので、このまま、またほかのところを視察に行って勉強をするという形をとるのか、それとも戸田市のほうに行ったことを報告書という形でとめて終了にするのか、その点について、皆さんに御意見を伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

○委員（森田真一君） 大変参考になりました。中身もすばらしいということもさることなんですけども、私とはともすると有料化の話があって、それと抱き合わせていろいろな減量策がという、こういう傾向が各市なきしもあらずなので、そういうことはちゃんと切り分けて、有料化以外の減量施策の中で、どこまで事業展開できるのかというようなところでは大いに勉強になったと思ったので、視察させていただいて本当に勉強になったと思っております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 向こうの説明もあったとおり、キャパシティー的にも今完全にリミットに来ているという話もありますし、その割には全市に広がっているかといったら、全市に広がっている話じゃなくて、あのセンター周辺の旧二つの市のある地域で固まっているところもあって、この辺は、なぜそういうふうになってしまうのか、広げてもキャパシティーがないからという話になってしまうのかもしれないけども、今後、個人的にはその辺を、どうやったら全市に広がっていくことができるのかということも、今後の課題ではないかなというふうには思っております。あの市のごみの資源化の限度というのがどこに生じているのかというのは今後の問題かなと、私自身はちょっと調べていきたいなと思っております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 参考になる部分はあるにはあったんですが、自分としては何かちょっと物足りない感じを受けました。埼玉県全域の中で、やはり有料化を実施している自治体が二つしかないという説明もありましたし、戸田市の1人当たりの1日のごみの排出量が東大和市よりも100グラム以上も多いという現状があるという中で、施設そのものはすごく立派で、花の苗を植えたりする事業も非常にいいとは思ったんですけども、自分としてはもっとごみを減らすという観点に立ったところで、もし今後続けるのであれば、3Rではなくて2R、いわゆるリユースとリデュース、ごみ減量について、ごみを減らしたという輝かしい実績を持っている自治体で何か話を聞けるようなところがあったら、そういったところを参考にできたらいいなというようなことを感想に持ちました。

○委員（和地仁美君） 今、根岸委員の感想にもありましたけれども、減量推進という部分においては、そのこの

ダイレクトに非常に効果のあるというような部分というのは、期待していた以上ではなかったという部分はありますけれども、今回、当市も有料化という形でごみの減量を一つの目標にしておりますが、戸田市の取り組みに関しては、ごみということだけではなく、一つの施策がいろいろな部分に波及をしている。例えば当市で言うと、協働というところにおいても、まちを花で美しく飾ろうということとごみの減量というか堆肥化というものがつながっておりますし、あとは障害者の雇用であるとか、シルバーの方の働く場所づくりという部分でも入っていますし、あと食育という部分でいいますと、そこでつくっている堆肥で、姉妹都市のようになっているようなところで、それを使っていた野菜を給食に取り入れるであるとか、ごみの減量のことだけではなくて、一緒にまちをつくっていくということの一つのハブになっているというか、そのような事業展開をされているのではないかなというふうに思いました。

御殿谷委員の感想にもあったように、ちょっとキャパいっぱいいっぱいというところで、ちょっと手詰まり感というのはあるのかもしれませんが、ごみ一つに関していいますと、自治会への加入率が低くて恥ずかしいんですが、七十何%というふうに言われまして、当市の自治会の加入率34%ぐらいだったと思いますので、まちをみんなでつくっていくというもののいろいろな参加できる、協力できるもの一つというふうに考えますと、今後の有料化、当市が歩み出した後に、次に何ができるか、ごみをキーワードにというところでは、十分参考になる事業ではなかったかなというふうに思っております。

○委員（森田憲二君） 視察御苦労さまでした。

所管事務調査ということで、この調査については今の予定では来年の10月に実施ということですから、これはこのままに残しておいたほうがいいのか。これは理由としては、先ほどの74号議案が決まったからおしまいですよという話じゃなくて、それはそれでオーケーだと思います。ただ、有料化について、いろいろな問題が当然出てくると思います、なったときにも。ですから、そのときにまた所管事務調査で立ち上げるのではなくて、委員長判断でもってこの問題をどうしようかと、来年の8月ごろから試行的にやっていくという部分もあろうかと思えます。その辺は、委員会の中で委員長の判断でやりたいといったときにいつでもできるような状況にしておいたほうがいいのかというふうに思っているところです。

以上です。

○委員（実川圭子君） 戸田市の視察については、皆さんがおっしゃったようなことで、一つの例としてはすごく理想的な形になっているかなということで、何かの形でそういうことをやっている市もあるんだよということは報告という形でやっていったほうがいいのかと思います。ただ、東大和市にそのまま当てはめられるかというと、なかなかそれは難しい、費用のこともありますし、やはりいろんなところと協力しなくては実現しないような事業だったので、東大和市でどうやってそれができるのかというのは、またちょっと難しいのかなというふうには感じました。

ただ、減量化ということでは、本当に有料化が決まったからといって、減量化についてどうなのかというところは今後の大きな問題だと思いますので、いろんな事例をまた見に行きたいなというふうに思っていますし、もう実際に市民の方からは、もう有料化ということが決まりそうだということで、生ごみはどうしようとか、もう本当に市民レベルでは、生活しているレベルではどうやっていいんだろうという話が出ているところなので、関心も高いことだと思いますので、いろいろな事例を見て考えていけたらと思います。

○委員長（関野杜成君） ありがとうございます。

皆様の意見を聞くと、これから有料化になっていくので、その中でもう少し協議をしたり、調べごとをして

いったほうがいいのではないかというような御意見が多いですので、まず戸田市のほうに関しては、今皆様からいただいた内容と、あと私の考えを含めた報告書というものを作成させていただきます。それについては、一任をしていただいて、一応下書きができましたら、皆様に御提示をさせていただきます。

こちらの所管事務調査に関しましては、今あったように、終了してまだどこかでというよりも、10月実施なので調査を残しておいて、そのときまた何かあればというようなお話もありましたので、ちょっとこの点については今ここで決めるのではなく、委員長として決めていきたいと思っておりますので、実施していくか、なくしていくかを決めていきますので、その2点に関して、委員長に一任をしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ちょっと1点、家庭系廃棄物推進と有料化について、森田真一委員から資料を一応いただいておりますので、今後のそういった資料という形にするために、配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

○委員長（関野杜成君） それでは、森田委員、簡単に説明をお願いいたします。

○委員（森田真一君） 今お配りいただいたものの2枚目をめくっていただいて、グラフの1つ上のところに結論が簡潔に書いてありますので、ここだけを見ていただければよろしいかと思うんですが、平成14年から24年までの多摩でのごみの排出量について、東京都市町村自治調査会が毎年データを出力しておりますけども、これを横並びにして、どういうごみの出方がこの間行われてきたのかということをお示ししております。

最もごみが出ている時期から最もごみが少なくなったところまで、また有料化が始まる直前の年から最も少なくなっていくところまで、何%ぐらいごみが減っているのかなということをお示ししております。ここでは、有料化を開始する前年から最小値まで減少するのが約18%、ごみが減っていると、これは有料化をやった19市についてですね。やっていない7市については、17.6%同時にごみが減っていると。これは有料化していませんから、有料化前というのはつくれませんので、一番高いところから一番低いところまで、平成14年以降について便宜的にやっておりますけども、ほとんどごみが減る量は変わっていないというのが今のところの状況です。

これは、全国の平均の1人1日当たりのごみの減り方とほぼイコールなんです。ですので、有料化をやった自治体が、よりごみが減るという目覚ましい状況はなかなか今の段階では認められないという前提に立って、先ほど森田委員からも御発言ありましたけども、これから続いていくことですので、この数字もちゃんと見ながら、委員会としては見守っていかなくちゃいけないということで、こういった事実関係についてだけ資料をお示しさせていただきました。

以上です。

○委員長（関野杜成君） 森田真一委員、ありがとうございます。

今すぐに質問等は多分、これは難しいと思いますので、質問がある場合については、また次回の所管事務調査で質問をしていただければと思います。

お諮りいたします。

家庭系廃棄物の減量推進と有料化についての調査は本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（関野杜成君） これをもって、平成25年第9回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。  
午前11時13分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 野 杜 成